

平成29年度から平成30年9月までの 群馬県トラック協会に寄せられた苦情について

一般ドライバーや同業者の方からの苦情が協会宛てに数多く寄せられています。また、最近ではGマークが貼付してあるトラックに対する苦情も多くなっています。

平成29年度から平成30年9月末における苦情は、「あおり」、「幅寄せ」、「急な割込み」等、危険運転行為に関するものが全体の7割強を占めています。適正化実施機関から当該事業者には事実確認をすると、大半のドライバーの方は危険運転の認識はなく、申告者からの内容とは大きな隔たりがあります。しかし、何もないならば協会に苦情の電話をしてくることはないと思われま。トラック自体が大きいので、少し接近して走行しただけでも、一般のドライバーにとっては圧迫感があり恐怖を感じることもあります。

上記行為は、重大事故に直結するおそれがあります。大変厳しい経営環境の中で、事故による多額の損害賠償の発生のほか、目に見えない事後処理に費やす時間や精神的苦痛などを伴います。

一握りのドライバーの行動が、それを見ている人にとってはトラックドライバー全体の、ひいてはトラック運送業界のイメージダウンへとつながっていきます。常に、会社の看板を背負っていることを自覚し、プロドライバーとしての誇りと貨物を安全・確実・迅速に輸送する役割と使命をしっかりと認識してください。

このほか、最近では従業員の方から「うちの会社は点呼なんか取ってない。」、「車両の持ち帰りを容認している。」、「過労運転を強要している。」等の苦情もあります。誰も管理状況を見ていない、やったことにすれば分からない、事故さえなければ運行させても構わないなど、事業者自身の資質が問われるようになっていきます。今一度、社内でコミュニケーションを十分に図り、運行管理体制やドライバー教育の徹底及び待遇など見直すとともに、ドライブレコーダー映像を定期的に確認して、ドライバー教育につながる指導をお願いします。

●危険運転行為……あおり行為(パッシング)・幅寄せ行為・急な割込み・追越し禁止車線での追越し・速度超過(速度抑制装置装着車の速度制限違反)・信号無視等

●運転マナー等……ゴミや煙草の投げ捨て・不要なクラクション・違法駐車・走行中の携帯電話使用・早朝深夜のアイドリング・罵声を上げての威圧行為等

1. 苦情件数の推移

| 年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 (9月まで) |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------------------|
| 件数 | 70 | 62 | 70 | 49 | 56 | 47 | 24 |

2. 平成29年度から平成30年9月末までの苦情内訳

危険運転等(46件)、違法駐車等(14件)、環境問題・不正改造等(3件)、労働条件等(2件)、その他(6件)

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関
電話 027-212-8821